

2 字 監 第 20 号
令和 2 年 8 月 17 日

宇美町長 木 原 忠 殿

宇美町監査委員 平 島 忠

宇美町監査委員 吉 原 秀



平成 31 年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査意見
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された平成 31 年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成 31 年度 宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

1. 審査の対象

平成 31 年度 宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2. 審査の時期

令和 2 年 7 月 15 日、7 月 31 日（2 日間）

3. 審査の結果

平成 31 年度の宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書について関係証書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められた。

4. 決算の概要

(1) 総括

平成 31 年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、

歳入総額	4 億 4,001 万 8,955 円
歳出総額	4 億 1,955 万 9,861 円
歳入歳出差引額	2,045 万 9,094 円

の黒字決算となった。

(2) 歳入の状況

主要な歳入とその占める割合は、後期高齢者医療保険料 3 億 151 万 5,073 円 (68.5%)、繰入金 1 億 1,876 万 3,608 円 (27.0%)、繰越金 1,950 万 5,614 円 (4.5%) となっている。

後期高齢者医療保険料の収入内訳は、特別徴収 8,496 万 6,150 円（前年度比 437 万 9,810 円増）及び普通徴収 2 億 1,654 万 8,923 円（前年度比 2,074 万 9,473 円増）であった。

繰入金は、一般会計から本特別会計に対する繰入金である。その内容は、福岡県後期高齢者医療広域連合事務費負担金等を含む職員給与費等繰入金及び低所得者

に対する保険料軽減措置による減収額を補てんする保険基盤安定繰入金である。

また、諸収入は保険料延滞金などの収入である。

(3) 歳出の状況

主要な歳出とその占める割合は、総務費 1,571 万 4,301 円 (3.8%)、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 360 万 4,580 円 (96.2%) となっている。

総務費については、職員 1 名分の人件費、保険料納付帳票の印刷等に伴う電算関係業務委託料、被保険者証等の郵便料、消耗品購入費等の諸費である。

後期高齢者医療広域連合納付金の支出内訳は、広域連合事務費負担金分 741 万 762 円、保険料負担金分 3 億 49 万 173 円及び保険基盤安定負担金分 9,570 万 3,645 円であった。

諸支出金については、所得更正等による過年度分保険料の還付金である。

5. 審査の意見

年度末被保険者数は 4,307 人であり、前年度末との比較では 129 人 (3.1%)、制度開始時との比較としては 1,312 人 (43.8%) の増となっている。

負担区分別被保険者数については、現役並所得者 196 人 (4.5%)、一般所得者 2,176 人 (50.5%)、低所得Ⅱ 1,295 人 (30.1%) 及び低所得Ⅰ 640 人 (14.9%) である。前年度との比較では現役並所得者が 23 人の増、一般所得者が 59 人の増、低所得Ⅱが 57 人の増、低所得Ⅰが 10 人の減となっている。

保険料収納率は、特別徴収 100% (前年度 100%)、普通徴収現年度分 98.99% (前年度 98.94%)、滞納分 21.41% (前年度 20.24%) となり、現年度分収納率及び滞納分収納率ともに前年度を上回る結果となった。

平成 30 年度の被保険者一人当たりの医療費 (速報値) は、133 万 7,499 円 (県平均 117 万 8,616 円) であり、福岡県下第 1 位となっている。平成 31 年度においてもこれに近い医療費となることが想定される。

財政負担については、医療給付費の 12 分の 1 を一般会計が拠出しており、平成 31 年度においては 4 億 2,545 万 3,298 円 (前年度比 5,258 万 1,778 円、14.1% の増) となっている。

令和 4 年度には、団塊の世代が後期高齢者の年齢に到達し始めることにより、被

保険者が大幅に増加し、それに伴い医療費も増えることが懸念される。

今後も広域連合との連携を図りながら、レセプト点検の充実、多重受診や投薬過多に対する啓発、ジェネリック医薬品の利用促進などに取り組むほか、疾病の早期発見、早期治療につながる特定健診や保健指導を行うなど、医療費適正化に引き続き努力されたい。